



国際会議関連出版物の著作権に関する細則

平成 28 年 10 月 21 日 第 1 回国際活動委員会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）が著作権を有する国際会議関連出版物の著作権（出版権）および販売権の取り扱いを定めるものである。

(著作権の帰属)

第 2 条 本会が主催する国際会議に対して投稿された論文の著作権は本会に帰属する。

(転載、複写)

第 3 条 前項の論文を他の出版物または電子媒体等に掲載する場合は、文書により本会国際活動委員会（以下、「委員会」という）の承諾を得なくてはならない。

2 著者または共著者以外の第三者が上述の論文を複写する場合は、文書により委員会の承諾を得なくてはならない。

(出版許可)

第 4 条 本会が著作権を有する国際会議関連出版物については、委員会の許可を得て第三者に出版権を譲渡することができる。

2 出版権の譲渡においては、譲渡条件（範囲、期間、著作権使用料、報告義務等）につき譲渡先と文書で確認するものとする。

(出版物の取り扱い)

第 5 条 国際会議の組織委員会等を解散する際、国際会議関連出版物の在庫の取扱いを本会へ委譲する場合は、委員会へ委譲の内容を記載した文書を提出し、承諾を得なくてはならない。

(改定)

第 6 条 本細則の改定は、国際活動委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成 23 年 5 月 9 日 第 4 回国際活動委員会制定，同日施行

2 改定履歴

① 内規を細則に変更 平成 28 年 10 月 21 日 第 1 回国際活動委員会承認，平成 28 年 11 月 30 日 第 5 回理事会報告

附則

1 平成 28 年 10 月 21 日改定の細則は、国際活動委員会承認の日から施行する。